

第22回 本巣市連合PTA大会



令和7年11月1日
本巣市民文化ホール

主 催：本巣市連合PTA
後 援：本巣市教育委員会



もくじ

一頁一

あいさつ	会長 鎧本 誉利子	1
開催要項と日程（講師紹介）		2
本巣市連合 P T A 構成員名簿		3
活動紹介		4
事例発表 糸貫中学校		6
令和 7 年度本巣市連合 P T A 活動方針と目標		10
本巣市連合 P T A 規約・内規		11



撮影・録音などに関するお願ひ

講演、事例発表については、大会担当者と発表者・作成者から事前に許可を得た方のみが撮影や録音をすることができます。

なお、画像に写っている人・発表資料作成者の許可なく、それをインターネット上に公開することは、肖像権、著作権の侵害となります。決してされることの無いよう、よろしくお願ひいたします。

令和 7 年 1 月 1 日（土）
本巣市連合 P T A



ごあいさつ

本巣市連合 P T A

会長 鍔本 誉利子

今、私たち P T A を取り巻く状況は大きく変わっています。「役員をやる人が見つからない」「活動への負担が大きい」といった課題は、共通の悩みであり、これまでと同じような「P T A 活動」を続けるのが難しくなってきています。

しかし、私は、この大変な状況を、P T A がよりよい組織に生まれ変わるためにのチャンスだと捉えています。私たちが目指すのは、未来の子どもたちの成長を、保護者と先生方が共に、無理なく、効果的に支え続けられる「未来の P T A」の姿です。

本巣市では、子どもたちが議論しながらつくりあげた願いを定めた「本巣市こども憲章」が動き出しました。その核心は、「自分の学校は、自分たちでつくるんだ」という力強いメッセージです。この先進的な取り組みは、本巣市の教育の未来が、大きな希望に満ちていることを証明しています。こども憲章が先生方を「共に学校をつくるパートナー」と位置づけていますが、私たち保護者も、その最も重要なパートナーとならなければなりません。

この新しい時代において、未来の P T A を築くために以下の 3 つを提案します。

1. 「親の視点」を建設的な形で届ける「公式な橋渡し役」としての役割を強化

「こども憲章」が子どもの主体を尊重するからこそ、私たち P T A は、子どもを信じるだけでなく、親だからこそ気づける小さな変化や心配事を、学校に伝え続ける責任があります。

2. 誰もが安心して学べる環境を、地域と共に創る

学校には、多様な個性を持つ子どもたちが集まります。こうした多様な仲間と学ぶことは、決して誰かの学びを奪うものではなく、むしろ、すべての子どもの共感性や生きる力を育む、かけがえのない学びです。私たち保護者や地域住民が、見守りや授業のお手伝いという形で積極的に関わり、学校を支える「応援団」になること。これが、すべての子どもに目が行き届く環境をつくるための、最も具体的かつ現実的な解決策だと考えます。

3. 「できること」から P T A を変えていく

「未来の P T A」は、誰もが無理なく参加できる組織でなければなりません。IT 活用や活動のスリム化を徹底し、「できる人が、できる時に、できることをする」という柔軟な運営を、私たちが主体となって実現していきましょう。

本大会が、「こども憲章」という土台の上で、P T A が「なくてはならない」存在として存続し、保護者一人ひとりが、先生方の信頼できるパートナーとして、本巣市の子どもたちの未来を力強く支えていく、そのための新しい一歩を踏み出す場となることを心から願っております。

第22回 本巣市連合PTA大会

1 スローガン	「つながるPTA」
2 日 時	令和7年11月1日（土）
3 会 場	本巣市民文化ホール
4 参 加 者	本巣市連合PTA会員・市教育関係者等
5 参 加 者 数	約400名

◇ 12:30 ~ 13:00 受付

◇ 13:00 ~ 13:30 式典

開会のことば

本巣市連合PTA会長挨拶

功労者表彰

来賓祝辞・紹介

◇ 13:30 ~ 13:55 事例発表

発表校：糸貫中学校PTA

テーマ：「親子ともに成長」

◇ 14:15 ~ 15:50 講演

講師 木村泰子 氏



演題 子どもが幸せな未来をつくるために
～親のかかわりを問い合わせませんか～

プロフィール

大阪市出身・武庫川学院女子短期大学教育学部保健体育学科（現武庫川女子大学短期大学部健康・スポーツ学科）卒業。

「すべての子どもの学習権を保障する」という理念のもと、教職員や地域の人たちの協力で設立された大阪市立大空小学校の初代校長。

2015年2月、同校のドキュメンタリー映画「みんなの学校」が全国公開され大ヒット。大空小の子どもたちと教職員、保護者、地域の人々が学び合い、成長していく感動の軌跡をたどりながら、今の時代に求められる教育のあり方に鋭く迫る学校を創り上げてきた。

45年間の教職生活を経て2015年に退職。現在は全国で講演活動などを行う。

もとす未来の学びプロジェクトアドバイザー。

◇ 15:50 ~ 16:00 諸連絡・閉会のことば

令和7年度 本巣市連合PTA役員名簿

地区名	市連P役職名	氏 名	備 考
1 真正	会 長	鍔本 誉利子	県委嘱副会長
2 糸貫	副会長	川村 克己	県評議員
3 真正	副会長	西垣 智美	給食センター担当
4 糸貫	書 記	丸毛 謙次	
5 真正	会 計	江崎 友美	
6 真正	理 事	内田 道子	大会統括担当
7 本巣	理 事	坂下 緑	県子育て委員
8	顧 問	池田 勉	校長会代表
9	顧 問	尾崎 正司	青少年育成推進員
10	顧 問	藤井 賢司	青少年育成推進員
11	顧 問	柿元 紀男	青少年育成推進員
12	事務局員	高橋 由美	

令和7年度 単位PTA代表者名簿

学 校 名	単P役職名	氏 名	備 考
1 本巣小学校	外交副委員長	村上 仁美	
2 外山小学校	(休会)	(休会)	本巣地区代表校
3 弹正小学校	会 長	高野 まきよ	
4 真桑小学校	副会長	川瀬 明子	真正地区代表校
5 席田小学校	会 長	細野 高弘	
6 土貴野小学校	会 長	岡本 浩司	
7 一色小学校	会 長	成瀬 美香	糸貫地区代表校
8 本巣中学校	会 長	青山 将道	
9 真正中学校	会 長	大西 地佳子	
10 糸貫中学校	会 長	安藤 亜紀	

活動紹介

主な活動として、9校の単位PTAの代表と校長会の代表、関係機関の担当者が集まる代表者会議を年8回開催し、近隣の小中学校の状況や課題について話し合いを行っています。また、参考になる取り組みの紹介やPTA活動に役立つ情報交換、様々なイベントや研修会の企画を行なっています。

単位PTA役員委員研修会

4月に市内の学校のPTA役員、委員など約30名が参加し、講話及びグループ懇談会を行いました。

motto ひょうご事務局長の栗木 剛さんを迎えて、「PTAが楽しくなる話」の演題のもと、時には隣の席の人との交流を挟みながら講話が進められ、ご自身の経験から得たPTAのすばらしさをたくさんお聞きすることができました。またグループ懇談会では、講話での楽しい雰囲気の流れの中で、各学校のPTA活動についての情報交換や子どもの学校生活で思う事など、活発な話し合いが行われました。参加された皆さんには、新しい情報とやる気のお土産を持って会場を後にされました。



性教育講演会「ここいくの いのちの授業」



7月に性教育団体「ここいく」様を講師にお招きして、PTA会員の保護者、そして教職員を対象に講演会を開催しました。当日はお子さんの参加もたくさんありました。

はじめに、「包括的性教育」として、身体や生殖の仕組みにとどまらず、人間関係や性の多様性、ジェンダー、多様性、人権など、幅広いテーマでお話しいただきました。次に、男性と女性の身体の仕組みから、どのようにしてお母さんのお腹の中で「いのち」が誕生して産まれてくるのかをパネルシアターや模型を使って学びました。

一つの「いのち」が誕生することは奇跡であり、自身が生まれてきたこと、「いのち」の大切さを改めて考えることができました。

「性」は「恥ずかしい」ものではなく「素敵のこと」「素晴らしいもの」子どもたちにそう伝えたいです。大変勉強になりました。

親子給食センター見学会

日頃お子さんが食べている給食について知る機会をもつとともに、家庭での食生活について親子で振り返る場をもてるようという思いから、7月と8月に、各単位PTA役員・委員と小中学生のお子さんを対象に親子給食センター見学会を開催し、両日合わせて20組53名の親子の参加がありました。

動画を視聴しながら栄養士さんのお話を聞いたり、実際に調理の様子を見学したり、その日の献立を試食したりしました。また、給食センタークイズや調理疑似体験コーナーもあって盛況でした。

参加の皆さんにも大変喜んでいただけました。



教育長との懇談会



9月に、代表者会議の中で本巣市教育委員会の川治秀輝教育長との懇談会を開催しました。

はじめに、『本巣市の教育』をテーマに、川治教育長の講話がありました。本巣市の人たちの現状、本巣市の教育課題、本巣市が目指す学校のあり方、本巣市の教育の今後の展望、子どもたちが創り上げた「本巣市子どもの権利条例」について、川治教育長から直接思いをお聞きすることができました。

講話の後は、本巣市教育委員会の野原徹二社会教育課長、薄田茂樹学校教育課長にも参加をいただき、質問にお応えしていただく形で懇談をしました。

保護者の代表として意見が言えるPTAの大切さを改めて確認することができ、大変有意義な懇談会となりました。

広報活動

ホームページでの情報発信を行っています。活動報告や皆様へのお知らせなど随時掲載しています。



子供たちの健やかな成長のために

本巣市立糸貫中学校 P T A活動報告

私たちの大切な子供たち

地域の自慢の子供たち

保護者どうしで



保護者と先輩生徒で



保護者と生徒で



令和7年度活動テーマ 「親子ともに成長」

～多様な人との様々な対話や活動を通して～

私たち保護者にとって、かけがえのない子供たちは、地域の皆さんにとっても大切にしていただけます。子供たちが健やかに成長し、生活習慣を身につけ、自立心を育んでいけるように、本校 P T Aでは、会のあり方や保護者としての姿勢を日々模索してまいりました。

ともに悩み、考え、親として成長する心を大切にし続けたい—私たちは、そうした思いを胸に活動しています。そしてその成長は、同じ学校に通う保護者や先生方、地域の皆さん、専門的な知見を持つ方々との関わりだけでなく、何よりも子供たちとの対話や活動を通じて育まれるものであると考えています。

この願いのもと、私たちはこれまでさまざまな活動を実践してまいりました。

給食試食会

本校では保護者を対象とした給食試食会を、給食センターの協力のもと開催しています。開催日には、子供たちと同じ献立を試食してもらい、学校給食の栄養バランスや衛生管理、食育の取組について理解を深めていただく機会を設けています。

本巣市の給食は、地元の食材を活用した「地産地消」に力を入れており、周辺の市町村と比べても「おいしい」との評判をいただいている。参加された保護者からは、「思っていた以上に野菜が多く使われていて驚いた」「子供が毎日楽しみにしている理由が分かった」などの声が聞かれ、家庭での食育にもつながる有意義な時間となっています。

試食会で得た「食の大切さ」や「子供が食べているものへの理解」をもとに、家庭でも一緒に献立を考えたり、買い物・調理をする時間を作ったりすることで、子供の主体性や協力する力を育みます。



校内環境整備作業

PTA活動の一環として校地内の環境整備作業を毎年行っています。作業日当日は、あいにくの雨予報ではありましたが、早朝から多くの保護者・職員・生徒が協力し、草刈りや校地内外のごみ拾いなどに汗を流しました。

子供たちが毎日安心して、のびのびと過ごせる学校環境を整えることは、私たち大人の大切な役割です。今回の作業は、保護者が「子供たちのために」、子供たちが「自分たちの学校のために」という思いを一つにした、心のこもった活動になりました。



親子DEクッキング

本巣市教育委員会社会教育課では、幼稚園を含むすべての学校で取り組める活動として、夏季休業中の食育を長年にわたり推奨しています。食育は、作る喜びや楽しさ、子供たちのやる気や創造性を育むだけでなく、親子が協力して過ごす時間を通じて、家族の団らんを生み出すことができる貴重な取組です。

今年度も、「親子でクッキングする時間」をご家庭に提案させていただきました。実施されたご家庭からは、「子供が手際よく調理を進めたことに驚いた」「料理を通じて自然に会話が生まれた」「自分で作った料理を家族が喜んでくれて嬉しそうだった」など、温かい感想が寄せられました。

食を通じて育まれるのは、栄養だけでなく、思いやりや達成感、そして家族の絆です。今後も P T A では、家庭と学校が連携しながら、子供たちの健やかな成長を支える活動を推進してまいります。

料理名『照り玉つくねバーク』		...
		(通常味のカレー)
		~左の様にご家庭で作った カレーとトマトソースを混ぜて お召し下さい。
		④材料中の玄米ご飯 玄米ご飯へたまごの卵や味噌 を加えて炒め、えんどう豆や青 菜を加えて炒めます。
		※調理された作品の中から数 点を抽選で賞品に贈呈します。 個人情報保護の観点から掲 載しておらず、えんどう豆や青 菜を貼ってください。
かわらの串揚げ		直営店の感想
いろは串揚げ本舗を出てすぐ左 に、自分でズボンを脱いだへやは す。	串厚ヨツタで食感が大好 きでも、おしゃれです。 食べて自分もつくづく喜びました。	

自転車安全点検

子供たちが毎日安全に登下校できるように、「自転車安全点検」を毎年行っています。校外生活委員の皆さんにご協力をいただき、ブレーキの効き具合、ライトの点灯、タイヤの空気圧、反射材の有無など、基本的な安全項目を一つひとつ丁寧に確認します。

この取組の目的は、事故を未然に防ぐことはもちろん、「自分の命は自分で守る」という意識を子どもたち自身に持たせることです。私たち保護者にとって、子供たちの安全は何よりの願いです。こうした活動を通して、子供たちが自分の命を大切にし、日々の生活の中で安全を意識できるよう、今後も見守っていきます。



親と子のネットリテラシー入門



インターネットに起因する「ひやり・はっと」の事例は、本校においても例外ではありません。非行防止に繋がる対策をはじめ、様々な情報を積極的に収集し、それをもとに子供たちと対話を重ねることが、結果として子供の安全を守ることに繋がると考えます。

経済的・心身の安全・社会的責任に関するリスクへの理解を深めるため、岐阜県警察本部少年サポートセンターの方をお招きしました。

参加した保護者は、様々な事例を通じて、法的な観点から行動抑止の重要性を強く認識されていました。警察の方の話を熱心に聞き、家庭での取組について保護者同士で意見交換を行い、アイデアを得たうえで、子供との対話に繋げたという声も聞かれました。

春まで楽しむ寄せ植え作り



本校周辺には多くの高校があり、それぞれの特色を生かしながら、本校との関わりを深めていただいている。中でも、岐阜農林高校のご協力による「寄せ植え体験」は毎年開催しており、高校生たちの真剣な姿に触れることで、参加された保護者の皆様から「自宅でも子供と将来について話すきっかけになった」との声が寄せられています。

「この活動は今後も続けてほしい」とのご意見もいただいており、進路説明会や高校見学会と連携しながら、保護者と生徒が未来を描く場として、この取組を継続していきたいと考えています。子供たちの可能性を信じ、保護者と共に明るい未来を描く時間を、これからも大切にしていきます。

防災・減災の取組

校内では、自主的な「糸貫中学校防災リーダーズ」が発足し、生徒による防災・減災の学習が継続的に行われてきました。一昨年度は、生徒が実施したアンケートの結果から、家庭における防災への取組に課題があることが明らかになりました。家庭教育委員会でも防災・減災の取組を検討しており、生徒の課題意識を保護者と共有し、共に実践することで、活動のさらなる充実につながると考えました。

そこで、生徒・保護者・教師の三者が連携し、アンケート結果や本巣市の防災マップを活用しながら、防災活動に取り組みました。

本校の取組を振り返って

本校では、より多くの保護者の皆様にPTA活動を「必然性のある課題」として受け止めさせていただけたよう、さまざまな分野で活動を推進してまいりました。これまでの取組では、子供たちの安全確保をはじめ、食育、進路支援、防災啓発など、多岐にわたる活動を開催してきました。これらの活動を通じて、保護者の理解と積極的な参加を促し、子供たちの健やかな成長に寄与してきたことは、大きな成果といえます。

今後は、活動の「目的」と「効果」をより明確に示すとともに、保護者が参加しやすくなるような発信力の強化が求められます。例えば、SNSなどを活用した情報発信、短時間でも参加可能な仕組みづくり、オンラインでの参加など柔軟な工夫が考えられます。

また、継続的な見直しを通じて、学校の実情に即した重点的な取組を精選し、保護者が主体的に関われる柔軟な活動体制の構築が必要です。保護者の多様な生活スタイルやニーズに寄り添いながら、共に子供たちの未来を支える協働の場として、PTA活動のさらなる充実を目指してまいります。



令和7年度 本巣市連合PTA活動方針と目標

[活動方針]

本巣市連合PTAは、これまでも、そしてこれからも、家庭・学校・地域をつなぐパイプ役として、未来ある子どもたちの健やかな成長を最優先に考え、そのためのサポート体制を築いて参ります。

PTAは、子どもたちが学び、成長する場において、保護者と教職員が協力し合い、より良い教育環境を創造するための大切な役割を担っています。

しかし、昨今PTAの必要性やその活動内容について、誤解をもつ方も少なくありません。PTA活動は、単に学校行事の手伝いや、会議の出席にとどまらず、子どもたち一人ひとりの豊かな学びと成長を支え、家庭・学校および地域全体で子どもたちを温かく見守ること、それこそが我々PTAの活動であり本質的な使命です。

令和7年度本巣市連合PTAは、次のスローガンを掲げ、以下の三つの柱を活動目標とします。

[スローガン]

つながるPTA

本巣市内の全てのPTA、そして地域全体が連携し、子どもたちの明るい未来のために、家庭と学校と地域が力を合わせていきましょう。

[活動目標]

1. 家庭教育の充実

家庭の教育力を高めるような活動を充実させ、保護者が子育てについて学び合い、親として共に成長していく場を作ります。

2. 保護者と教職員の連携強化

保護者と教職員の相互理解と信頼を深めることは、子どもたちにとって最良の学習環境を提供する上で欠かせません。その振興に努め、双方の意見や懸念を共有する機会を増やします。

3. 地域との連携協力

地域の資源を生かした教育活動の充実を図ります。地域と連携し、子どもたちがその一員としての自覚と責任感をもてるようなプログラムを開発します。

これらの活動を通じて、子どもたち一人ひとりが自信を深め、夢や希望をもって前向きに成長していくよう、全力でサポートしてまいります。また、PTA活動における保護者の皆様の負担軽減も重視し、より多くの方が気軽に参加できる形を目指します。

本巣市連合PTA規約

(名称及び設置場所)

第1条 本会は、本巣市連合PTA（以下「市連PTA」という。）と称し、事務局を本巣市下真桑1000番地、旧本巣市役所真正分庁舎内に置く。

(組 織)

第2条 本会は、本巣市内小中学校PTA（以下「単位PTA」という。）の連合体である。

(目的・事業)

第3条 本会は、次の目的を達成するため適切な事業を行う。

- (1) 市内PTAの連絡提携を図り、教育の推進に努めること。
- (2) 家庭・学校・地域における児童、生徒の福祉を増進するために良い環境を作ること。
- (3) 会員の研修及び相互の親睦を図ること。

(役 員)

第4条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名まで置ける。
1名は市連PTA副会長、1名は委嘱副会長（県P評議員）とする。
- (3) 書記2名（内1名は事務局をもって充てる。）
- (4) 会計2名（内1名は事務局をもって充てる。）
- (5) 監事2名（次年度の会計と書記を充てる。）
- (6) 理事若干名
- (7) 顧問若干名（校長会代表を含む）

(役員の任務)

第5条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表して会務を総括する。
- (2) 市連PTA副会長は、会長を補佐し会長の事故ある時はこれを代行する。また、会の議事進行を司る。
委嘱副会長を置いたときは県P評議員として、県との連携・情報提供に努める。
- (3) 書記は、本会の会務を担当する。
- (4) 会計は、本会の会計事務を担当する。
- (5) 監事は、本会の会計を監査する。
- (6) 理事は、市連PTAの活動の推進にあたる。
- (7) 顧問は、会長の諮詢に応じる。
校長会代表の顧問は会への助言を行う。

(役員選出方法)

第6条 役員は、代表者会議において選任する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、再任を妨げない。
補欠によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。任期が満了しても後任者が就任するまでの間は、前任者が努めるものとする。

(会議)

第8条 本会の会議は、代表者会議、役員会とする。

(特別委員会)

第9条 会長が必要と認めた場合は、代表者会議の承認を経て特別委員会を置く事ができる。

(会議の構成)

第10条 前条の会議は次の構成で運営する。

- (1) ① 代表者会議は、この会の最高議決機関であり、役員、単位 P T A 代表者をもって構成する。
② 代表者会議は、構成員の 3 分の 2 以上（委任状を含む）の出席がなければ開催することができない。
③ 代表者会議の議事は、出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。
- (2) 役員会は、会長、副会長、書記、会計、理事で構成する。
- (3) 特別委員会は、課題に基づいて会長が委嘱する委員で構成する。

(経費)

第11条 本会の経費は、各単位 P T A の会費、負担金及び補助金、寄付金又その他の収入をもってあてる。

会計年度は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(規約の改正)

第12条 本規約の変更は、過半数の出席した代表者会議で、出席者の過半数の賛成によらなければならない。

(内規)

第13条 本会の運営上必要に応じて内規を設けることができる。内規は、代表者会議の承認を得て、会長がこれを定める。

(表彰)

第14条 本会のために、功績著しい者、あるいは善行のあった者を表彰することができる。

第15条 本会の会長又は主要役員及び事務局の担当者として多年在籍し、功績顕著と認められた者に対しては、感謝状並びに記念品を贈ることができる。

付則

(施行規則)

第1条 本規約は、平成 16 年 2 月 1 日から施行する。

平成 16 年 4 月 20 日一部改正

平成 16 年 8 月 1 日一部改正

平成 18 年 4 月 13 日一部改正

平成 21 年 4 月 1 日一部改正

平成 22 年 4 月 1 日一部改正

令和 2 年 4 月 1 日一部改正

令和 7 年 4 月 1 日一部改正

本巣市連合PTA会長、役員の選出内規

1. 市連PTA会長に選出される方の条件<次の（1）、（2）の条件を満たす者>
 - (1) 市連PTA会長を務める年度（該当年度）に本巣市内の小中学校に児童生徒が在籍している。
 - (2) 該当年度の前年度（該当前年度）までに本巣市内の単位PTA本部役員（市連PTAの代表者会議構成員）を歴任している。
2. 該当年度における市連PTA会長の役職（単PTA・県PTAとのかかわり）
 - ・単位PTA会長の現職との兼務はできる限り避ける。
 - ・市連PTA会長は県PTA評議員を兼ねることができる。

但し、必要に応じて、県PTA評議員を市連PTA会長とは別に、単位PTA本部役員経験者から選出することができるものとする。その場合は副会長を1名増やし、委嘱副会長（県PTA評議員）とする。
3. 市連PTA会長の任期
市連PTA会長は2年以上その職務を行うことが望ましい。
4. 市連PTA会長（及び県PTA評議員）選出の手順
該当前年度の市連PTA役員会において、市連PTA会長（及び県PTA評議員）候補者を選出（本人の同意も取り付ける）し、代表者会議での承認を得ることで選出する。

候補者選出の段階を次のようにする。

 - (1) 該当前年度の役員の中の会長、副会長、書記、会計から候補者を選出する。
 - (2) (1) の範囲内で立候補者がいない場合……(1)以外の単位PTA代表者（該当前年度の）から候補者を選出する。
 - (3) (2) の範囲内でも立候補者がいない場合…該当前年度以前の単位PTA代表者から候補者を選出する。
 - (4) (3) の範囲内でも立候補がいない場合…該当前年度の市連PTA会長の判断のもと、役員選出ローテーション表に沿って協議し選出する。
5. 市連PTA会長、副会長以外の役員には、本巣市内の小中学校に児童生徒が在籍していくなくても、市連PTA会長経験者及び会長が必要と認めた市連PTA関係者を充てることができる。
6. 市連PTA会長以外の役員及び各地域（本巣地域、真正地域、糸貫地域）の代表の選出のためのローテーション表の扱い
 - ・市連PTA会長以外の役員は、市連PTA会長選出の手順に準ずる。
 - ・各地域（本巣地域、真正地域、糸貫地域）の代表については、これまで通り別添のローテーション表に沿って選出する。

附則

この内規は、令和7年 4月 1日より施行する

本巣市連合 P T A 慶弔規程内規 (第 11 条関係内規)

- 1 P T A 会員（職員を含む。以下同じ）並びに児童生徒が死亡したときは、以下のとおりとする。
 - ・会員の香典は、5, 000 円程度。児童生徒の香典は、5, 000 円程度とする。
 - ・代表者が会葬する。
- 2 市内学事関係者（市長、教育長、教育委員）に不幸があった時は、以下のとおりとする。
 - ・本人の香典は、5, 000 円程度。
 - ・父母（同別居を問わず）・配偶者の香典は、5, 000 円程度。
 - ・子どもの香典は、3, 000 円程度とする。

但し、遠隔地の場合は、弔電により弔意を表す。
- 3 本規定以外のことは、その都度協議をする。

本内規は、平成 16 年 2 月 1 日から施行する。

平成 17 年 4 月 19 日一部改正

平成 31 年 3 月 12 日一部改正

本巣市連合 P T A 表彰内規 (規約第 14 条関係)

(表彰の目的)

第 1 条 この規定は P T A の振興発展に貢献し、その功績顕著たる者、他の模範となる者に表彰状を贈り、本市教育の振興に寄与する事を目的とする。

(被表彰者)

第 2 条 被表彰者は個人とする。

(表彰の範囲)

第 3 条 本連合会の目的に沿い顕著な業績を上げた個人とする。

[個人表彰の基準]

- (1) 単位 P T A から市連 P 間での役職に基づく累積点数制とする。
- (2) 個人表彰の内申基準は、別表 1 に示す「個人基準点数表」によるものとする。
- (3) 内申の資格を得るには、P T A 会員の資格がなくなった（末の子が中学を卒業した）時点で、別表 1 の点数表のうち、単位 P T A の点数のほか、市連 P に関わる役職の点数を加算し、役職年数分の累計が 20 点以上の者とする。
- (4) 同一年度内の小中学校 P T A 、または同一組織内の兼務者については、その上位役職の点数のみとする。

(選考の対象)

第 4 条 個人表彰の選考にあたっては、P T A 会員の資格がなくなったが現役員である場合は、表彰の対象とならない。

(表彰の方法)

第 5 条 表彰は表彰状の授与をして行う。

(表彰の時期)

第 6 条 表彰は本巣市連合 P T A 会議・P T A 大会等において行うことを原則とする。

(表彰の手続き)

第 7 条 各中学校 P T A から本巣市連合 P T A に内申書を提出し、本巣市連合 P T A 表彰内規に基づき、役員会で決定する。
内申書の様式は、別に定めた様式とする。

個人基準点数表（別表1）

役職名		
点数	市連P	単位PTA
15	会長	
12	副会長、書記、会計	
10	理事、評議員、監事	
8		会長
6	委員長	副会長、書記、会計
5		理事
4	副委員長・委員会書記・委員会会計	評議員、監事、委員長
3		
2	委員	副委員長・委員会書記・委員会会計
1		委員

本内規は、平成16年6月22日から施行する。

平成17年4月19日一部改正

平成18年4月13日一部改正

平成22年4月1日一部改正

平成29年4月13日一部改正

令和7年4月1日一部改正（個人基準点数表に基づく累積点数制を導入）

PTAの歌

春日 紅路 作詞
西条 八十 補作詞
古関 裕而 作曲
宮本 一 編曲

はるかぜそよそよ ふくまどに ことりもくるくる とんでくる
あかるいまどーよ はほえむかおよ
さくらのーはなさく はるのうたー^一
みんなでいつしょに うたおうよ
みんなでいつしょに うたおうよ
みんなでいつしょに うたおうよ

四、

世界を結んだ 大空に
ひびいて子どもの 胸が鳴る
あしたの鐘よ タベの鐘よ
平和で住みよい 日本を
みんなでいつしょに つくろうよ

三、

あふれる力に 健康に
子どもがよんでもる おどつてる
みのりの秋よ もみじの丘よ
こころも楽しい ハイキング
子どもといっしょに おどろうよ

二、

春風そよそよ 吹く窓に
小鳥もくるくる とんでくる
明るい窓よ ほほえむ顔よ
さくらの花咲く 春の唄
みんなでいつしょに うたおうよ
みんなでいつしょに うたおうよ
みんなでいつしょに うたおうよ

一、

みどりに輝く 学校が
明るい家庭を よんでいる
希望の町よ 希望の村よ
文化の光に 手をのべて
子どもといっしょに 進もうよ

本巣市民憲章 もとすしみんけんしょう

わたくしたち本巣市民は、自然の恵みにはぐくまれた
郷土に誇りをもち、心温かく魅力あふれるまちの創造に
努め、さらなる飛躍を目指して、この憲章を定めます。

一、郷土を愛し、豊かな自然を生かし、
きょうど
あい
ゆた
しせん
い

やす
安らぎのあるまちをつくりましょう。

一、きまりを守り、お互の立場を尊重し、
まも
たか
たちば
そんちよう

住みよいまちをつくりましょう。
す

一、からだを鍛え、感謝の気持ちを深め、
きた
かんしや
き も
ふか

心のかようまちをつくりましょう。
— ふ

一、すすんで学び、教養を高め、

文化の香るまちをつくりましょ。 ぶんか かお

一、勤労を尊び、若い力を育て、
きんろう とう
わか ちから そだ

伸びゆくまちをつくりましょう。